

事 務 連 絡
令和7年7月25日

各都道府県担当課長 殿
各指定市担当課長 殿

国土交通省道路局
路政課道路利用調整室専門調査官
国道・技術課道路メンテナンス企画室課長補佐

「「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドラインQ&A」の送付について」の送付について

標記について、各地方整備局等担当部長等あてに別添のとおり通知を発出しましたので、参考までに送付いたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あて、この旨通知願います。

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 25 日

各地方整備局道路部路政課長 殿
北海道開発局建設部建設行政課長補佐 殿
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課長 殿
独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構総務部管理課長 殿

国土交通省道路局
路政課道路利用調整室専門調査官
国道・技術課道路メンテナンス企画室課長補佐

「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドラインQ&A」の送付について

「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」（令和 7 年 7 月 25 日付け国道利第 18 号・国道メ企第 19 号別添）の運用にあたって、「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドラインQ&A」を別添のとおり作成したので、執務の参考とされたい。

なお、本Q&Aに記載のない事項について、疑義がある場合には、国土交通省道路局路政課道路利用調整室に問い合わせ願いたい。

道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドラインQ & A

目次

○第1関係

- 問1 占用物件の維持管理は道路占用者に義務が課せられているが、なぜ、道路管理者向けのガイドラインが必要なのか。

○第2関係

- 問2 「「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」の制定について」（令和7年7月25日付け国道利第18号、国道メ企第19号 国土交通省道路局路政課長国道・技術課長通達）の別添「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」の施行日前において占用許可を受けている道路占用者への周知方法に、決まりはないのか。
- 問3 一の道路占用者が、複数の占用許可を受けている場合には、当該許可の単位ごとに周知をする必要があるか。

○第3関係

- 問4 許可審査時には、申請者が遵守すべき個別法令等において定められた維持管理の基準の有無について、申請者に対して必ず確認をする必要があるのか。また、確認の方法について、何か決まりはあるのか。
- 問5 占用物件の占用期間満了に伴う更新時には、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告させること、とされているがどのように報告をさせるのか。
- 問6 道路占用者が管理する占用物件の安全性を確認できていない場合はどうなるのか。
- 問7 道路占用者は管理する占用物件の安全性を確認するにあたって、「道路の占用の期間が5年を超える電柱、電線（これら物件と一体となって機能する占用物件を含む。）及び水管、下水道管その他これらに類するもの（これら物件と一体となって機能する占用物件を含む。）並びに跨道橋」を区別する理由は何か。
- また、5年を経過したときにも報告させる理由は何か。
- 問8 占用物件の点検の実施状況等について、どのようなときに報告させることを想定しているのか。
- 問9 道路占用者に対して占用物件の維持管理の重要性について啓発活動を行うこととされているがどのようなことが考えられるか。

○第4関係

- 問10 道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるとまでは断定できないものの、適切な維持管理が行われているか疑義がある場合においても維持管理義務の履行状況を確認する必要があるのか。
- 問11 「潜在的リスク物件」として想定している占用物件について、具体的に示されたい。
- 問12 関係行政機関として想定しているものを示されたい。

○第5関係

- 問 13 法第 39 条の 8 に基づいた維持管理がなされていないと認めるとき（占有物件が道路構造等に支障を及ぼすおそれがあると判断されるとき）には、維持管理状況について、報告徴収により報告を求めることとされているが、必ず報告徴収を行う必要があるのか。
- 問 14 法第 39 条の 8 に基づく維持管理ができていない場合には維持管理義務違反となるのか。
- 問 15 占有物件が道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると判断されるときは、必ず是正措置命令を行うこととなるのか。
- 問 16 道路占有者が是正措置命令にも従わない場合には、どのような措置を講じ得るのか。
- 問 17 工事用板囲、足場等について、「事前対策物件」として、道路占有者に所要の対策を講じさせる理由は何か。
- 問 18 事前対策物件について占有許可を受けた道路占有者に対して、道路管理者から注意喚起までする必要があるのか。
- 問 19 事前対策物件について占有許可を受けた道路占有者に対する注意喚起は、どのように行う必要があるのか。

○第6関係

- 問 20 道路局路政課への報告を要する場合の要件について、「道路の構造や交通に重大な支障を及ぼしたもの」、「社会的反響が大きいと認められるもの」とされているが、具体的に想定されている例を示されたい。

○その他

- 問 21 国が行う道路の占有について、道路法第 39 条の 8 の規定は適用されるのか。
- 問 22 道路法第 48 条の 23 において規定される道路協力団体について、道路法第 39 条の 8 及び第 39 条の 9 の規定は適用されるのか。

法：道路法
規則：道路法施行規則

問1 占有物件の維持管理は道路占有者に義務が課せられているが、なぜ、道路管理者向けのガイドラインが必要なのか。

- 道路占有者に占有物件の維持管理義務があることをもって、道路管理者としての管理責任を免れるものではなく、占有物件の破損により被害が発生した場合には、道路管理者としても管理瑕疵を問われる可能性があることに留意する必要がある（下関国道9号漏水凍結事件（昭和47年2月10日山口地裁下関支部判決））。
- 道路管理者としても道路占有者において占有物件の維持管理が適切に行われるよう適切に指導・監督を実施していくことが求められることから、ガイドラインをとりまとめたものである。

問2 「「道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン」の制定について」（令和7年7月25日付け国道利第18号、国道メ企第19号 国土交通省道路局路政課長国道・技術課長通達）の別添「道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン」の施行日前において占有許可を受けている道路占有者への周知方法に決まりはないのか。

- 占有許可を受けている道路占有者への周知方法については各道路管理者において適宜適切な方法で周知頂きたい。
例えば、地下埋設物の占有者に対しては地下占有物連絡会議での周知、一般物件の占有者に対しては窓口相談等の機会を通じて周知することも考えられる。

問3 一の道路占有者が、複数の占有許可を受けている場合には、当該許可の単位ごとに周知をする必要があるか。

- 一の道路占有者が、複数の占有許可を受けている場合には、一の道路占有者に対して周知すればよく、当該許可の単位ごとに周知をする必要はない。

問4 許可審査時には、申請者が遵守すべき個別法令等において定められた維持管理の基準の有無について、申請者に対して必ず確認をする必要があるのか。また、確認の方法について、何か決まりはあるのか。

- 個別法令等において定められた維持管理の基準の有無については、ライフライン物件など、既に個別法令の存在を道路管理者において把握している場合には、申請者に対して逐一確認を求める必要はない。

- 確認の方法については、道路管理者として特段の必要がなければ、申請者に対して書面の提出まで求めることは要さず、個別法令等の有無を口頭による確認でも差し支えない。

問5 占有物件の占有期間満了に伴う更新時には、当該占有物件の安全性を確認した旨を報告させること、とされているがどのように報告をさせるのか。

- 報告の方法は様々であると考えるが、道路占有者からの更新申請様式に安全性を確認した旨を記載し、報告させることで道路占有者の負担を軽減させることが可能であると考えている。（別添参照）

問6 道路占有者が管理する占有物件の安全性を確認できていない場合はどうなるのか。

- 法第39条の8において、全ての道路占有者に対して占有物件の維持管理義務が課されており、規則第4条の5の5に基づき、維持管理をしなければならないとされている。そのため、道路占有者が適切に占有物件の維持管理を行っておらず、安全の確認をすることができていない場合には、法第39条の9に基づき、是正のため必要な措置を命ずること。また、法第72条の2第1項に基づき、道路管理上必要な報告をさせ、必要に応じて立入検査を実施すること。

問7 道路占有者は管理する占有物件の安全性を確認するにあたって、「道路の占有の期間が5年を超える電柱、電線（これら物件と一体となって機能する占有物件を含む。）及び水管、下水道管その他これらに類するもの（これら物件と一体となって機能する占有物件を含む。）並びに跨道橋」を区別する理由は何か。

また、5年を経過したときにも報告させる理由は何か。

- 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷による特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため、その他の物件とは区別している。
- 他の占有物件とは異なり、占有期間が長いことから、他の物件と同様に5年に1度安全性の確認を行うもの。

問8 占有物件の点検の実施状況等について、どのようなときに報告させることを想定しているのか。

- 現在、各都道府県単位で設置されている地下占有物連絡会議において、点検結果等を報告してもらうことを想定している。

問 9 道路占有者に対して占有物件の維持管理の重要性について啓発活動を行うこととされているがどのようなことが考えられるか。

- 占有物件に起因する事故事例及び再発防止策の例、維持管理に関する周知文書などを各種会議で紹介することやホームページに掲載することなどが考えられる。

問 10 道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるとまでは断定できないものの、適切な維持管理が行われているか疑義がある場合においても維持管理義務の履行状況を確認する必要があるのか。

- 何らかの理由により適切な維持管理が行われているか疑義が生じた場合には、維持管理義務の履行状況を確認し、道路の構造や交通に支障等を及ぼさないように努めて頂きたい。

問 11 「潜在的リスク物件」として想定している占有物件について、具体的に示されたい。

- 潜在的リスク物件については、例えば、自家用看板について、目視により看板表面部にわずかに錆が確認できるものの、内部まで錆の進行が予想されるかについては、内部点検を実施しないと判断がつかないもの等が考えられる。

問 12 関係行政機関として想定しているものを示されたい。

- 他の道路管理者、地方公共団体の屋外広告物担当部局、警察等を想定している。

問 13 法第 39 条の 8 に基づいた維持管理がなされていないと認めるとき（占有物件が道路構造等に支障を及ぼすおそれがあると判断されるとき）には、維持管理状況について、報告徴収により報告を求めることとされているが、必ず報告徴収を行う必要があるのか。

- 法第 39 条の 8 において、全ての道路占有者に対して占有物件の維持管理義務が課されており、規則第 4 条の 5 の 5 に基づき、維持管理をしなければならないとされている。
- これまでに実施した点検の方法及び結果などを報告させ、占有物件の維持管理がなされているかの状況を確認し、道路の構造や交通に支障等を及ぼさないように努めて頂きたい。

問 14 法第 39 条の 8 に基づく維持管理ができていない場合には維持管理義務違反となるのか。

- 占有物件が道路の構造や交通に支障を及ぼした場合であっても、道路占有者がこれを予測することができなかった場合（例えば、点検等の必要性を認識できないような前例のない損傷が生じた場合）又は回避することができなかった場合（例えば、現在の技術水準に基づく点検等を行っても占有物件の損傷箇所を発見できないような場合）において、道路占有者が合理的な説明を行ったうえで、説明が妥当だと判断した場合には維持管理義務違反としないこととする。

問 15 占有物件が道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると判断されるときは、必ず是正措置命令を行うこととなるのか。

- 道路占有者が自主的、又は行政指導等により損傷箇所の修繕をし、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがなくなった場合にはその限りではない。

問 16 道路占有者が是正措置命令にも従わない場合には、どのような措置を講じ得るのか。

- 道路占有者が措置命令に応じない場合には、道路法第 71 条第 1 項第一号に基づき監督処分による許可取消し等を行うこと、又は道路法第 103 条第二号に違反するとして、警察等に告発することが考えられる。

問 17 工事用板囲、足場等について、「事前対策物件」として、道路占有者に所要の対策を講じさせる理由は何か。

- 台風等の強風等発生時において、工事用板囲、足場等の倒壊、落下等し、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある。
- こうした事故を未然に防ぐため、気象予報等の情報から、道路占有者に工事用板囲、足場等に対する補強などの事前対策を講じさせることとするもの。

問 18 事前対策物件について占有許可を受けた道路占有者に対して、道路管理者から注意喚起までする必要があるのか。

- 工事用板囲、足場等の倒壊、落下等によって被害が生じた場合には、当然道路占有者がその責任を問われることになるが、道路占有者に責任があることをもって道路管理者が道路の管理責任を免れるものではない。

- 道路管理者として、道路占用者において占用物件の維持管理が適切に行われるよう適切に指導・監督を実施していくという観点から、道路管理者において、工事用板囲、足場等の倒壊、落下等が想定され得る具体の状況を認識した場合には、これを未然に防ぐための注意喚起に努めるべきである。
- ただし、この注意喚起は、突風、竜巻など局所的・突発的な気象災害の発生時のように、道路管理者として具体的な危険性を認識できない時についてまで求められるものではない点に留意すべきである。

問 19 事前対策物件について占用許可を受けた道路占用者に対する注意喚起は、どのように行う必要があるのか。

- 台風の接近が予想される場合など、気象災害発生の予想と実際の気象災害発生との間に一定程度の時間的猶予がある段階で、注意喚起を行うために事前に把握していた連絡先へ電子メールによって注意喚起をすることを基本とするが、現場の実情を踏まえた上で、巡回又は電話による注意喚起などを臨機応変に対応頂きたい。

問 20 道路局路政課への報告を要する場合の要件について、「道路の構造や交通に重大な支障を及ぼしたもの」、「社会的反響が大きいと認められるもの」とされているが、具体的に想定されている例を示されたい。

- 道路の構造や交通に重大な支障を及ぼしたものとは、当該支障によって長時間の通行止めが生じた場合等を想定している。
- 社会的反響が大きいと認められるものとは、テレビや新聞等に報道がされたもの、死傷者がいる場合等を想定している。

問 21 国が行う道路の占用について、道路法第 39 条の 8 の規定は適用されるのか。

- 道路法第 35 条に定める国の行う道路の占用について、同法第 39 条の 8 において維持管理の責務を負う者について、道路占用者（同法第 32 条第 1 項の規定による許可を受けた者（法第 32 条第 3 項参照））と定義されていることから、同法第 35 条の協議の内容として、同法第 39 条の 8 と同趣旨のことを定めておく必要がある。
 なお、法第 39 条の 9 に規定する是正措置命令の名宛人が道路占用者とされていることから、国を名宛人として同条の規定に基づき是正措置命令を行うことはできないと解する。

問 22 道路法第 48 条の 23 において規定される道路協力団体について、道路法第 39 条の 8 及び第 39 条の 9 の規定は適用されるのか。

- 道路協力団体については、道路法第 48 条の第 27 において、「道路協力団体が第 48

条の24各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第24条本文並びに第32条第1項及び第3項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。」と規定されていることから、同法第39条の8及び第39条の9の規定が適用されることとなる。

(別添)

〒100-1000
東京都千代田区霞が関2-1-3

占有者太郎 殿

(担当者) 担当者太郎 殿

令和 ○年○月○日 で期間が満了する物件

当初許可		〇〇〇 第 99999999 号	令和 7年 1月 1日
最新許可		〇〇〇 第 99999999 号	令和 7年 1月 1日
占有の 場 所	路線名	一般国道1号	
	場 所	地点A から 地点B まで	
名 称	電柱①	数 量	100本

(連絡先・問い合わせ先)

整理番号 2011186

〇〇地方整備局 〇〇国道事務所

電話 03-0000-0000 (内線)

(例)

道路占用許可申請

〇〇地方整備局長 殿

整理番号9999999

申請年月日：令和 年 月 日

住所：〒

フリガナ

氏名：

担当者：

T E L：

()

E-mail：

該当するものを実線で囲んでください。(**更新の許可の申請** ・ **廃止の届出**) をします。

更 新	令和○年○月○日から令和○年○月○日まで		
廃 止	占用物件撤去予定日：令和 年 月 日撤去		
当初許可	〇〇〇 第 99999999 号 令和○年○月○日		
占有の 場 所	路線名	一般国道1号	
	場 所	地点A から 地点B まで	
名 称	電柱①	数 量	100本
占用物件 の安全性	□安全性を確認しました。 (※占用物件の安全性に問題が無いことを確認した場合は、 チェックボックスにチェックを入れてください。)		
廃止 理由		復旧 方法	

*廃止を届け出る場合は、廃止理由及び復旧方法を記入してください。